

## 公正取引委員会を知っていますか

——競争社会における公正取引委員会の役割

公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所総務管理官

小室 尚彦

公正取引委員会では、21世紀を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変有益であると考えており、このような観点から、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

平成21年11月13日、京都学園大学徳志館 T31 教室において、京都学園大学法学会主催による2009年度学術講演会として、上記「独占禁止法教室」を開催しました。公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務管理官・小室尚彦が、以下の配布資料に基づき、概要、次のとおり説明しました。

- ① 「公正取引委員会を知っていますか — 競争社会における公正取引委員会の役割」(レジュメ)
- ② 「競争政策のポイント」(公取委公表資料)
- ③ 「JFTC 公正取引委員会」(リクルート用パンフレット)  
(公取委 HP：<http://www.jftc.go.jp/recruit/21-pamph.pdf>)
- ④ 「知ってなっとく 独占禁止法」  
(公取委 HP：<http://www.jftc.go.jp/dk/dokkinpamph2.pdf>)
- ⑤ 「ポイント解説下請法」  
(公取委 HP：<http://www.jftc.go.jp/sitauke/pointkaisetsu.pdf>)
- ⑥ 「わたしたちの暮らしと市場経済」(中学校社会科 公民的分野学習資料)  
(公取委 HP：<http://www.jftc.go.jp/demae/hukukyozai.pdf>)

冒頭、村上春樹著「ダンス・ダンス・ダンス」（1988年講談社刊）で「独占禁止法」という言葉が出てくることを紹介し、その後、①レジュメに基づき、独占禁止法の目的、公正取引委員会の設置根拠を説明しました。

次に、③リクルート用パンフレット（P.3～P.10）に基づき、「法執行官庁としての顔」、「政策官庁としての顔」の観点から、独占禁止法の内容（具体的な事例を交えながら）、独占禁止法違反事件の処理手続、独占禁止法等の見直しに向けた取組、規制改革と公正取引委員会等、公正取引委員会の業務内容について説明しました。また、その後、同じく③リクルート用パンフレット（P.11～P.12）に基づき、公正取引委員会の組織について説明した後、②「競争政策のポイント」の概要を説明しました。

次に、①レジュメに基づき、公正取引委員会設立（1947年）から現在までの競争政策の歴史について説明した後、今後の課題として、更なる独占禁止法改正及び国際協力の充実について説明しました。

その後、公正取引委員会職員として、これまで経験してきた業務の内容を紹介することを通じて、公正取引委員会の具体的な業務の内容を説明しました。

最後に、誰のための独占禁止法かという観点から、公正・自由な競争が行われる市場環境を整備することは、消費者のみならず企業にとっても重要である点について説明しました。

講演会速記録につきましては、事情により掲載を見送らせていただきました。

（編集委員会）

## 《レジュメ》

### 公正取引委員会を知っていますか

#### — 競争社会における公正取引委員会の役割

#### ○独占禁止法は好き？

「じゃ君はパナマ運河が好きかい？」

「好きでも嫌いでもないわよ」

「あるいは、君は日付変更線が好きか嫌い？ 円周率はどうだ？ 独占禁止法は好き？ ジュラ紀は好きか嫌い？ セネガル国家はどう？ 一九八七年の十一月八日は好きか嫌い？」

(中略)

「わかったわよ、よく。あなたはチョコレートが嫌いでも好きでもなくて、ただ興味が持てないだけのことなのね。わかったわよ」

『ダンス・ダンス・ダンス』(村上春樹著 1988年講談社刊)

#### 1 独占禁止法とは？

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)

##### ○目的(第1条)

「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」

⇒市場における公正かつ自由な競争の達成を目指すのが公正取引委員会  
<市場競争基盤の整備が公正取引委員会のミッション>

##### ○具体的規制対象(パンフレット参照)

あらゆる事業者、あらゆる分野が対象(ごく一部の行為のみが適用除外)

- ・私的独占
- ・カルテル・入札談合等(不当な取引制限)
- ・不公正な取引方法
- ・競争制限的な企業結合 等

##### ○「法執行官庁としての顔」と「政策官庁としての顔」

## 2 競争政策のポイント（資料参照）

- (1) 厳正・的確な法執行
- (2) 競争環境の整備
- (3) 競争政策の運営基盤の強化

## 3 競争政策の歴史

- (1) 1947年 独占禁止法制定，公正取引委員会設置  
→ 米国反トラスト法の強い影響，活発な法運用
- (2) 1950年代 独占禁止法，競争政策の弱体化  
→ 大幅な緩和改正（1953年），競争制限的な行政指導，数多くの適用除外
- (3) 1960年代 下請法，景品表示法の制定。一方で，大型合併による経済力の集中や産業の寡占化の促進  
→ 八幡・富士合併問題
- (4) 1970年代 石油危機による物価高騰，初めての強化改正  
→ 1977年 独占禁止法強化改正（課徴金制度，独占的状態の規制）
- (5) 1980年代 第2次石油危機後の不況という状況の下，経済界などから独占禁止法の緩和改正を求める動き  
→ 不活発な法運用
- (6) 1980年代後半 日米構造問題協議  
→ 日本市場の閉鎖性を指摘され，その解決策として，独占禁止法の制度面と運用面の両面の強化を求められる。
- (7) 1990年代 独占禁止法の強化改正と運用の強化，公正取引委員会の組織拡大  
→ 刑事告発の積極化，課徴金算定率の引上げ，罰金の上限引上げ，規制改革の推進と競争政策の積極的展開，独占禁止法適用除外の縮減，事務総局の設置，定員1990年度末474人→1999年度末558人
- (8) 2000年代 更なる独占禁止法の強化改正と公正取引委員会の組織拡大  
→ 課徴金算定率の引上げ，課徴金減免制度の導入，定員2000年度末564人→2008年度末795人

## 4 今後の課題

- (1) 更なる独占禁止法改正（2009年6月公布・2010年1月施行）
  - ・排除型私的独占及び一定の不正な取引方法に対する課徴金制度の導入
  - ・不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ
  - ・企業結合に係る届出制度の見直し
- (2) 国際協力の充実
  - ・対先進競争当局（個別事案：国際カルテル等）
  - ・対新興競争当局（技術支援：法整備・運用アドバイス等）：今や旧社会主義国・発展途上国も競争法を導入する時代に

5 公正取引委員会職員として

官房総務課, 審査局, 企業取引課, 農水省出向, 企業結合課, OECD 代表部,  
経済取引局総務課, 人事課, 地方事務所

6 おわりに

誰のための独占禁止法か？

国内競争を含む切磋琢磨こそが国際競争力を育てる

→ 公正・自由な競争が行われる市場環境を整備することは、消費者のみ  
ならず企業にとっても重要

※独占禁止法に興味がある方は、<http://www.jftc.go.jp/>でより詳細に。

○独占禁止法は好き？

※ 文中、意見にわたる部分は個人の意見であり、組織としての見解を示すものではありません。また、事実関係の誤りについては、筆者個人の責にあります。

## 競争政策のポイント

公正で自由な競争による**経済の活性化と消費者利益の増進**を図るため、次の施策に重点を置き競争政策を展開する。

### 厳正・的確な法執行

- (1) **価格カルテル・入札談合への厳正な対応**
  - 悪質な競争制限行為である価格カルテル・入札談合に厳正に対応する。
  - グローバル化に対応した国際カルテルへの取組を強化する。
  - 課徴金減免制度の円滑な運用、犯則調査権限の適切な行使及び適正手続の確保に十分配慮する。
- (2) **競争者排除行為への厳正な対応**
  - 知的財産権を濫用した競争者排除行為、公益事業分野における新規参入阻害行為に迅速かつ厳正に対応する。
- (3) **公正取引慣行の推進**
  - 中小企業に不当な不利益を与える不公正な取引に対して迅速かつ厳正な対応を行う。
  - サービス分野を含む下請取引の公正化を推進する。
- (4) **企業結合審査の充実**
  - 企業結合審査の迅速かつ透明な実施を図るとともに、市場に及ぼす影響の把握に当たり経済分析等の更なる活用を図る。
  - グローバル化に対応した国際的な企業結合審査への取組を強化する。

### 競争環境の整備

- (1) **違反行為の未然防止**
  - ガイドラインの整備や事業者等からの事前相談への対応により、法適用の透明性及び予見可能性を高めるとともに、講習会の開催により、事業者等による違反行為の自主的予防を推進する。
  - 企業のコンプライアンスの実態・問題点を把握し、企業の体制整備のための施策を推進する。
- (2) **規制改革後の市場の機能の監視**
  - 規制改革後の市場のフォローアップ 新規参入を阻害する諸慣行の見直し及びそれらを踏まえた政策提言により競争環境を整備する。
  - 入札談合の調査・摘発の経験を踏まえ、発注制度の改善及び発注機関職員の見識向上についての提言等を行う。

### 競争政策の運営基盤の強化

- (1) **公正取引委員会の体制の整備**
  - 法執行及び競争政策運営を支える人材の量的・質的充実を図る。
  - 競争政策研究センター及び外部専門家の積極的活用を通じた専門的知識・分析能力の向上を図る。
- (2) **競争政策に対する国民的理解の増進**
  - 公正取引委員会から発信する情報を拡充する。
  - 独占禁止政策協力委員会等を通じ、国民各層とのコミュニケーションを充実させる。
  - 平成22年施行の改正独占禁止法を周知し、その定着に努める。
- (3) **国際協力の推進**
  - I C N等を通じ、競争当局間の国際協力を積極的に推進する。
  - 東アジア競争政策トップ学会等を通じた情報交換や技術支援等により、東アジア地域の競争当局間の協力関係の強化を図る。
  - 公正取引委員会の活動について、海外への情報発信を積極的に行う。